

～優秀な人材確保と定着率向上のためのセミナー第3弾～ 働き方改革関連法などの労働法制 & 社会保険適用拡大対策セミナー

2019年4月より働き方改革関連法が随時施行されており、来年2023年4月1日からは中小企業の月60時間超の残業の割増賃金率引上げが施行されます。また、再来年2024年4月1日からは建設事業、自動車運転の業務、医師等にも時間外労働の上限規制が適用されます（自動車運転業務及び医師は別の取扱い）。社会保険においても、今年10月より従業員が100人超（2024年10月からは従業員50人超）の企業等の短時間労働者や、常時5人以上使用される者がいる個人の法律・会計事務を取り扱う士業に対しても社会保険の適用拡大対象となっております。そこで今回、働き方改革関連法などの労働法制や社会保険の適用拡大についての対策等について学ぶことを目的にセミナーを開催します。

日時 令和4年11月21日(月) 13:30～15:30

※申込締切 令和4年11月17日(木)

対象者 中小・小規模事業者 **受講料** 無料 **定員** 20名

会場 熊本商工会議所 6階第1中会議室(熊本市中央区横紺屋町10番地)

主催 熊本商工会議所

内 容

◆セミナー講師

くまもと社会保険労務士事務所

所長 社会保険労務士

(株)コンサルタントブレイン

代表取締役 にしはら てお

西原 哲朗 氏

【講師プロフィール】

「従業員の幸せ」と「企業の発展」を実現するため、経営者に寄り添い労働面から企業の成長戦略を構築する、「真・人事成長制度」を開発・実践。熊本商工会議所エキスパートバンクや、中小企業庁 熊本県よろず支援拠点にて、中小・小規模企業者への支援に取り組んでいる。



- (1) 働き方改革関連法などの労働法制の概要について
- (2) 中小・小規模事業者が働き方改革に対応すべき内容について
- (3) 働き方改革推進に向けた各種助成金の紹介について
- (4) 社会保険の適用拡大の概要について
- (5) 社会保険の適用拡大に向けた中小・小規模事業者の対応策について

※内容は一部変更になる可能性があります。あらかじめご了承ください。

お申込方法

下記の参加申込サイトまたはQRコードよりお申込ください。

問合せ先

熊本商工会議所 経営金融課
TEL 096-354-6688 FAX 096-326-8343
E-mail:info@kmt-cci.or.jp

ご参加にあたりましての連絡・注意事項

【ご協力事項について】

- ①マスクの着用および咳エチケットの徹底
- ②入場時における人との距離間隔（最低1m以上）
- ③出入口での消毒液による手指消毒
- ④当日受付時の体調チェックシート提出（申込者のメールアドレスに事前に送付いたします。ご記入の上、ご提出をお願い致します。）
- ⑤当日受付時におけるスタッフによる検温チェック

※熊本商工会議所の有料駐車場には数に限りがありますので、最寄りの有料駐車場等をご利用ください。

【下記⑥から⑨に該当する場合は参加をお控え下さい。】

- ⑥発熱（37.5度以上）や咳、のどの痛みなどの症状等体調不良の場合
- ⑦過去7日以内に、新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触者である場合
- ⑧過去7日以内に、同居者に感染が疑われた場合
- ⑨過去7日以内に、感染が引き続き拡大している国や地域への訪問歴がある場合、また、そのような者との濃厚接触がある場合

働き方改革関連法などの労働法制 & 社会保険適用拡大対策セミナー (11/21) 参加申込サイト

<https://forms.gle/ZCZTazmFiNgDEzkR7>

申込用QRコード⇒



※複数人お申込の場合は、それぞれお一人ずつのお申込をお願い致します。

※ご記入頂いた情報は、熊本商工会議所からの各種連絡、情報提供の為に利用するほか、セミナー参加者の実態調査、分析の為に利用することがあります。